

第2号様式の3

平成26年度第3回法務省総合評価委員会審議概要

開催日及び場所	平成27年2月20日(金) 法務省大臣官房施設課協議室	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) ※欠席 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	平成26年8月1日から平成26年11月30日まで	
【工事】		(備考)
抽出対象案件	総件数 1 件	
類 高度技術提案型	0 件	
型 標準 I 型	1 件	
標準 II 型	0 件	
簡易型 (一般タイプ)	0 件	
簡易型 (施工実績タイプ)	0 件	
【業務】		(備考)
抽出対象案件	総件数 0 件	
類 標準型	0 件	
型 簡易型	0 件	
委員からの意見・質問, それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

意見・質問	回答
<p>(議題) 総合評価落札方式の実施状況について</p> <p>業務は簡易公募型での入札参加者が確保できず中止となる案件が多いようだが、原因をどう考えているのか。</p> <p>実施設計業務と工事監理業務を一緒に行うことは可能なのか。</p> <p>積極的に広報を行って、参加者を増やす努力を行ってほしい。</p> <p>実施設計業務を行った者が工事監理業務を行った例はどのくらいあるのか。</p>	<p>ホームページに載せる等の広報を行っているものの、設計事務所にとって工事監理業務そのものに魅力がなかったり、工事工期が長い業務は参加しにくいということも考えられます。</p> <p>工事監理業務は、技術者をある程度現場に常駐させる必要がありますが、その技術者の確保が難しいと考えて敬遠しているということも考えられます。</p> <p>以前は管理技術者の専任を求めていましたが、最近では手持ち業務を認めて参加しやすくする等の対策を行っています。</p> <p>管理技術者を別の人にすれば実施設計業務を行った会社でも工事監理業務を行うことが可能です。</p> <p>最近では民間の工事監理業務においても公共工事並みの技術者の配置や種々の書類を求められることが増えています。公共工事だからといって参加しにくいというようなことも少なくなっていると思いますので、今後更に広報を行っていきたい。</p> <p>平成21年度以降は1件のみです。</p> <p>規模が大きく難易度の高い工事については、実施設計を行ったとしても工事監理を敬遠する傾向があるように感じます。</p> <p>工事場所は東京近郊とは限らないため、東京近郊の事務所が実施設計業務を行った場合、営業所の無い地域における工事監理業務は希望しないのかもしれませんが。</p>

<p>分割して発注した建築工事があるが、工事監理業務も分割しているのか。</p> <p>工事監理業務は、工事の入札を終えてから契約するのか。</p> <p>建築工事を分割発注すると、工事監理業務が煩雑化しないか。</p> <p><b>(議題) 抽出案件の審議</b>  <b>[国際法務総合センター (仮称) A工区新営 (電気設備) 工事]</b></p> <p>評価値により逆転が生じ、入札価格が高い者が落札をしているが、落札者の技術力が高かったということか。</p> <p>最高点はどうしたらとれるのか。</p> <p>落札しなかった者は、提案項目数が少ないことから最高点はとれないということになるが、A評価がいくつで最高点になるのか明示されているのか。</p> <p>明示してあれば更に多くの提案をしたとも考えられないか。</p>	<p>工事監理業務は分割していません。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>各工事請負者によって作成する書類等に多少の差は出ると思います。しかし、通常、工事監理業務は建築・電気設備・機械設備に分割発注していないことから、建築工事を分割発注したことにより監理業務が煩雑化するとは考えていません。</p> <p>そのとおりです。入札に参加した2者の技術提案書を見ると、提案数や提案内容に差があり、落札者のほうが高い評価でした。</p> <p>1つの項目で提案数は10までとなっていますが、A評価の数が一定以上で最高点の10点になります。</p> <p>入札説明書に評価基準が載っていますが、A評価の数については明示していません。</p> <p>評価対象となった提案は必ず実施しなければならないことから、確実に実施できる内容に絞って提案しているということも考えられます。</p>
---	---

<p>何項目書けば最高点がとれるのか、提出者にわかるのか。</p> <p>国土交通省でも、過去には提案項目の最大数に制限を設けていなかったが、評価作業が困難になったことから制限を設けるようになった。</p> <p>それを防ぐためには求める提案項目の内容を変えていく等の対策をしなければならない。</p> <p>今回の案件は、技術評価点が高かった者が、入札金額の低かった者を評価値で逆転している。落札者が金額のみではなく技術力により選ばれたいい例だと思う。</p>	<p>それは明示していないため提出者にはわかりませんが、提出された技術提案の採否は通知しています。また、提出者は更に詳しい不採用理由の説明を請求することができます。</p> <p>入札説明書別添の技術提案（施工計画）作成要領に、提案項目に対する個別提案の最大数を明示していることから、最大数を提案してそれが全て評価されれば最高点がもらえるということは提出者にもわかると思います。</p> <p>提案項目に最大数を設けた結果、総合評価に慣れてきた者が高得点をとるようになり技術提案の評価点に差が出なくなるなどが懸念されます。</p> <p>そのとおりだと思います。</p>
---	---